

千葉県環境審議会 大気環境部会
議 事 録

日時 平成 19 年 12 月 21 日(木)
午後 1 時 30 分 ~
場所 ホテルプラザ菜の花 4階 羽衣

目 次

1 . 開 会	1
2 . 環境生活部長挨拶	1
3 . 大気環境部会長挨拶	1
4 . 議 事	2
(1) 千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について.....	3
(2) その他	7
5 . 閉 会	8

1. 開 会

司会（石川副課長） ただいまから、平成 19 年度千葉県環境審議会大気環境部会（第 3 回）を開催いたします。

初めに、定足数の確認を行います。

本日は、委員総数 8 名に対し 5 名の委員のご出席をいただいております。したがって、出席委員が半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本日の会議は成立していることをご報告します。

なお、本日の議事録は、県のホームページにて公開することになりますので、ご承知をお願いします。

2. 環境生活部長あいさつ

司会 それでは、主催者を代表して、千葉県環境生活部 市原部長からご挨拶を申し上げます。
市原環境生活部長 環境生活部長の市原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、13 日の部会に引き続きまして、年末のこのお忙しい時期にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

「（仮称）千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子（案）」ということでご審議をお願いしているわけでございます。ひとつよろしく願いいたします。

ご案内のように、最近の新聞報道等は、環境の話が出ない日はないというような感じでございます。先般も C O P 13 ということでバリで会議が開かれまして、また 1 年後、さらに 2 年後と、C O P 15 まで続けて、いろいろ議論がされるようでございます。

そういう中で、ご案内のように来年の 7 月 7、8、9 日と G 8 が札幌・洞爺湖（北海道）で開かれますが、それを前提にしての G 20 が千葉県の幕張で、来年 3 月 14、15、16 日に開かれることになっております。私どもは、これを非常にいいチャンスという考え方をさせていただきまして、県民の中に環境へ向けての視点、いろいろ取り組みを広めるいいチャンスだと考えております。そういう事業の執行にあたりまして、何かお気づきの点がございましたら、いろいろご助言をいただければと考えております。

あわせて、私どもは、そういう動きの中で、環境基本計画というものの改定を現在進めておりますし、また、国が「生物多様性国家戦略」、これは改定版といたしますが、3 回目のもことになるのですが、全国で初めて地方公共団体として「生物多様性ちば県戦略」というものをいま策定中でございます。そういう中で環境行政をしっかりやっていきたいと考えております。先生方には、これからもよろしくご指導をお願いしたいと存じます。

本日は、条例骨子（案）ということでご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 大気環境部会長挨拶

司会 続きまして、審議に入るにあたり、安達部会長にご挨拶をお願いいたします。

安達部会長 皆さん、こんにちは。本日は、ご多忙のところ、千葉県環境審議会大気環境部会

にご参集いただきまして、ありがとうございます。

地球温暖化の影響が世界規模であり、日本ではまだ直接的な影響はありませんが、地域の気候にもあらわれているようで、今年は紅葉が遅いように感じられます。

我が国はまだ影響はこの程度で、温暖化の影響は少ないようですが、国土の標高が低いバングラデシュでは、秋のサイクロンの被害からまだ立ち直っておらず、貧しい国ほど温暖化の被害が顕著にあらわれるとの科学者の指摘が現実のものになっております。

市原部長のご挨拶にもございましたが、バリ島で温暖化に関する国際会議が開催され、温暖化対策に関する国際的な関心が高まってきております。このような中で、各国、とりわけ先進国の対策が急務となっております。EUの動きに比べますと、我が国の排出量は増加しており、来年からの京都議定書の第一約束期間に相当厳しい努力をしないと、国際公約を守れないことになる可能性が高くなってきております。温暖化対策は、すべての関係者ができるところから取り組んでいかねばなりません。県にも指導的立場で頑張ってもらいたいと思います。

さて、本日の会議は、県から諮問を受けました「(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)」について、委員の皆様のご協力をいただき、答申を出すところまでいきたいと考えております。よろしくご協力をお願いいたします。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会 次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

議事次第

座席表

資料 (仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)修正箇所以上3点を資料としてお配りしてございます。

なお、骨子(案)が必要な委員におかれましては、お知らせいただければお持ちいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4. 議 事

司会 それでは、議事に入ります。

議事の進行については、千葉県行政組織条例第33条の規定により、安達大気環境部会長に議長をお願いいたします。

安達部会長 これより千葉県環境審議会大気環境部会の議事に入ります。

議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安達部会長 ありがとうございます。

それでは、前回からの続きですので、議事録署名人を、

矢野委員

黒河委員

をお願いいたします。

両先生、よろしくお願ひいたします。

(1) 千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について

安達部会長　それでは議事に入ります。

本日の議題は、前回に引き続き、「(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)について」です。

それでは、審議に入ります。

最初に、議題(1)について事務局から説明をお願いします。

渡邊室長　それでは、お配りした資料により、「温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)」の前の説明からの修正箇所について説明いたします。

前回の部会におきまして、「県民の義務」についてご意見をいただきました。部会長から、今回までに検討しておくようにとのご指示をいただいた部分でございます。

ご指摘いただきましたように、本条例骨子(案)が事業者を対象としたものでありまして、「県民の努力」を加えるのはどうかというご意見に従いまして、事務局で検討した結果、「県民の努力」、ここを削除する修正を加えたものでございます。

削除する該当部分を、お手元の資料で赤字見え消しで表示してございます。

それ以外のほかのページに関しては、前回のとおりでございます。

次に、本部会の審議事項ではございませんが、この間実施しておりましたパブリックコメントと国の法改正の動向について説明します。

条例の骨子(案)につきまして広く県民から意見をお聞きするため、11月29日から12月19日まで3週間にわたりパブリックコメントを実施いたしました。この間、約50件の意見をいただいております。現在、意見を取りまとめ中でございます。

事業者の方々から出された意見は、「温暖化対策は国レベルで行うべきもの」という意見や、「一地域での計画策定は困難」との条例に対する疑問を投げかける意見も見受けられます。そのほか、事務の軽減や、「国の制度との整合を図るべき」といった要望等も出されております。

また、前回の部会におきまして省エネ法改正の動きがあることを説明しました。環境大臣が18日の閣議後の記者会見におきまして、温対法の改正を検討しているとの報道がされております。この辺の状況を踏まえまして、県におきましては、鋭意、国の動向と情報収集に努めているところでございます。

以上、簡単ですが、説明と報告でございます。

安達部会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございますか。

特になければ、先に進ませていただきます。

前回の部会の際、私から、ご出席いただけなかった委員の方から意見があるかどうか伺っておくようにご指示いたしました。何か意見はございましたか。

渡邊室長　榛澤委員と石井委員から、「部会長に一任する」という旨の返事をいただいております。

安達部会長　ありがとうございました。

ほかに、ご出席の委員の方でご意見等ございましたら、お願いします。

大野委員　前回出席できなかったもので、重複するかもしれないのですけれども。

多少の説明はいただいているのですが、千葉県地球温暖化防止計画の中での 10 の重点プロジェクトの一つであるという説明がこれの中にあるのですが、防止計画の中でプロジェクトの 1 点をとらえて条例化するというのと、その理由と、全体として今後どんなふうに進めていくのかをお聞きしたいです。

というのは、条例自体一つに特化してやる理由ですね。それと、これだけの 10 の重点プロジェクトがあるわけなので、全体としての大きな条例の制定とか、そういうのも視野に入れているのかということをお聞きしたいです。

渡邊室長 この条例は報告制度に特化しておりますけれども、まず、地球温暖化防止計画を制定したということがございまして、その中で総合的に二酸化炭素削減のための施策を進めていくということにしております。昨年 6 月に計画をつくったばかりでございまして、その中で各プロジェクトを進めていく中で、P D C A サイクルを回して、計画をただつくっただけに終わらせるのではなくて、実行してその成果を見ながら進めていくということで、「ちば C O 2 C O 2 (こつこつ) ダイエット推進県民会議」というものをつくりまして、その中で計画の運用を進めているところでございます。

そういう中で、重点プロジェクトの一つとして、この P D C A を回す中で、報告制度をもとに、量がどんなふうになっているのかというものを確認していきたいということで入れ込んだわけでございます。

本来であれば総合条例のようなものがあって、その中で計画をつくりなさいというような、そういう形もあろうかと思いますが、千葉県の場合は既に環境基本条例とかそういう中で全体的な枠組みがございまして、そういうものを受けて計画をつくった。あと、国の温室効果ガス排出の関係では温対法という法律がございまして、その法律の中で、各県に計画をつくれという条項がございまして、それを受けて県では計画をつくっているところでございます。そういうことから、つくった 10 の重点プロジェクトに基づいて施策を進めていくこととしております。

先ほどの 2 点目の質問の「どう進めていくのか」というところは、先ほど若干触れてしまいましたけれども、県民の方、事業者の方、学識経験者、そういう方々に入っていたいた第三者機関としての県の施策をご指導いただく機関がございまして、そういうところに計画の進捗状況を報告して、またご提言をいただきながら進めていくことにしております。

大野委員 わかりました。

環境基本条例の、前の、例えば大気保全条例とか、そういうのが一本になったわけですね。そういう意味では、防止計画の中の 10 点の重要プロジェクトだけではないのかもしれないですけども、先々、総合的な条例化をするようなことがもしあるとすれば、そういうものも説明していただいたほうがいいのかなという気がするんですね。

初めてこれを読んだときに僕が一番感じたのは、なぜこれは一つの報告条例なのだろうと、率直に感じたんですね。一つだけとって特化した条例にしたのかなというのがちょっと気になったので。当然これは議会に出るわけなので、そういうところを説明できるような形にしておいていただかないと、ちょっと困るかなというところはあるんですね。

平井環境政策課長 今のご質問の総合条例につきましては、今、県のほうとしてはそこまでは考えておりません。

今回、報告条例ということで、ご指摘あったとおり、それはあるのですが、あとここにもう一つ公表という形の一つの要素がございまして、事業者のほうにそれなりの義務を負わせるということもありますので、これを条例化したという形でございます。

それと、事業者だけに絞っているじゃないかということに関しましては、前回説明したときにも担当から事務的にお話ししたと思いますが、千葉県の中での排出量が他県よりも多い、産業が集積しているという条件はありますが、そこが多いというところがありますので、それについての何らかの対策を取っていくためにもこういう条例をつくってやりたいということで、きょうご審議をいただいているというところでございます。

大野委員 事業者を対象にするのは、僕はいいと思うんです。内容的にもいいのですが、前提の中の一つとして、これを特化して条例化することに対する理由づけが欲しいなというところなんです。

平井環境政策課長 これにつきましては、今の骨子（案）では、事業者サイドに、実績報告、今後の削減に向かったの計画等の義務を課すという大きなところがございまして、これは単に要綱とかそういうことではできないだろうという考え方がありますので、それで条例化しておるといことです。単なる事業者相手の報告を求めるだけで何で条例化だということに関しては、事業者に義務を負わせるというところがありますので、これは条例できちんと明確にするというところがあるということで、条件化をしているところでございます。

大野委員 わかりました。千葉県の中で温室効果ガスが一番発生する事業者の抑制を図りたい、まずそこから始めようと、そういう考えと理解していいわけですね。

平井環境政策課長 基本的にはそこから始まります。ただ、前回も議論があった県民向け等々についてどうするかということにつきましては、啓発、それから来年度は、今年ちょっとやったのですが、環境家計簿を使っての家庭での取り組みを推進するというのを来年はもっと拡大して、家庭に入り込んでやっていきたいと考えているところでございます。ですから、うちとしては、事業者だけではなくて、いま排出が伸びている家庭等についても何らかの手当を取っていくということで考えております。やはりこれは両輪でやっていかなくてはいけないと考えております。

大野委員 やっぱり、全体を通して見て、ここから手をつけなければいけないのだという理由づけでやっているという説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

平井環境政策課長 ありがとうございます。

安達部会長 今のところは、どこか前文が何かに書き込めますか。

平井環境政策課長 前文といいますか、もしこれを2月議会に提案するときには、きちんと今回説明してという形になるのかなと思います。

大野委員 そういうふうにしていただければ。計画自体を読んでいる人が見れば、「なぜこの一つなんだ」というような形が出てくると私は予想するので、そういうところを対処していただければ、それで結構です。

安達部会長 ほかの先生方はいかがですか。

黒河委員 私はこの間意見を申し上げて、特に県民のところを修正されましたので、いいのですが、もう一つこの間申し上げたのは、「自主的」というのと、今の、なぜ条例化するかというところの趣旨が、内容的には別のことを言っているのだということにはわかるのです

が、少し丁寧にやらないと、そのところが矛盾してきちゃうように思います。ですから、特に議会に条例を出されるときは、その辺の説明を十分にさせていただきたい。

それから、やはり、パブリックコメントなども含めてだと思いますが、条例自体ではなくて、産業活動との兼ね合いというのでかなり出てきちゃうと思うのですね。ですから、現実のところについてはきめ細かい対応を。これは条例の問題としてではなくて、実質のところではぜひ配慮願いたいと思います。「やるな」とかそういう意味じゃなくて、丁寧なやり方をやってほしい。

平井環境政策課長　ご指摘はうちのほうで受けとめます。ただ、もう一つ、最後に言った産業との両立については、知事も産業と環境の両立ということはよくっておりますので、その辺は十分考えて。

黒河委員　私が言いたいのは、そういうふうにはやらないと産業としても無理ですよという時代の背景をベースにして、積極的に逆にやっていただかないと誤解が生じちゃうのではないかと。むしろこういうことをきちっとやるのが産業の発展にも結びついていくという、前向きなポジティブな形で説明をきちっとしていかないと、何かやらされているみたいな、そういうのがまだ抜け切れない部分があるので、ぜひ前向きな形でそういう提言をしてもらいたい。

平井環境政策課長　ありがとうございます。

安達部会長　今、二人の委員の方から要望が出ましたので、議会に出すときには十分に説明を尽くしてください。

ほかの先生方はいかがでしょうか。

坂本（愛）委員　「県民の努力」のところは削除になっているのですが、事業者、県、県民の努力というのは必要だと思うのですが、これを削除して、県民がどういうことをするのかという取り決めは、先につくられた温暖化防止計画の中の例えば削減目標という中でも決められているという理解でよろしいのでしょうか。具体的には、先ほど課長がおっしゃられた環境家計簿とか、ああいう施策で推進していく、だからここには書かなくてもいいというような理解でもよろしいのでしょうか。

平井環境政策課長　条例のほうにつきましては、先ほどお答えした中身で、報告。県民の方については、「CO2CO2（こつこつ）」の中でいろいろな取り組みがいろいろ書いてございますが、それを県としては家庭に入るように啓発しまして、それに向かったの取り組みを進めてもらって、あそこに書いてある削減目標に努力してもらおうということを進めていくことになるのかなと思っています。

坂本（愛）委員　前回の審議会でお願いしたのですが、ああいった例えば自主行動計画に基づいてCO削減活動を推進している企業は対象からはずずとか、そういった可能性というか、今後の方向性というのはどういうふうにお考えでしょうか。

平井環境政策課長　自主行動計画につきましては、産業界はいろいろやっているところで、新聞報道を見ますと、今まであまりやっていたなかったコンビニとかいろんな業界で、自主的に、国に言われなくても私たちがやると、いろいろな行動計画が出ておりますので、県としては、それは歓迎すべき状況かなと思っています。

あと、行動計画をやっている業界のところを除くかどうかということに関しましては、この条例をつくったときの背景として、県内の排出量を把握したいという一つのこともご

ざいます。それは、今つくっている「CO2CO2（こつこつ）」計画の今後の進め方等を検討するときにも大事なことになってくるのかなと思って、条例の中ではそこまで除くということについては、今のところ検討段階には入っていないという状況でございます。

安達部会長　ほかにいかがでしょうか。

前回ときょうのご説明で、国において省エネ法や温対法の改正の動きがあるようですが、その後の法改正のスケジュールはどうなっているか、わかりますか。

渡邊室長　国は、1月頃に開催予定の次期通常国会に改正法案を提出し、年度内の改正を目指しています。

なお、改正法案でございますが、2月下旬から3月上旬に提出される見込みでございます。

安達部会長　あと、県の骨子（案）の特徴である裾だし部分のコンビニエンスストアやスーパーなどのフランチャイズチェーン等が、国の改正内容ではどうなっているか、おわかりになるでしょうか。

渡邊室長　今回、国の改正法の関係は、表に出せるものが十分出ていないので、資料としてお配りできなくて申しわけございませんが、経済産業省開催の省エネルギー部会の資料によりますと、県の自主的な排出抑制を促す公表のあり方に違いはございますが、フランチャイズを対象とする、あるいは事業所単位の報告が今まででございますが、これを事業者ごとにするというような、県の条例案の方向と似ているところでございます。

それから、新聞報道によりますと、温対法におきましても強化されるということが伝えられております。

安達部会長　幾つか質問させていただきましたが、県の答弁によると、国の法改正は次期通常国会での改正を目指していること、また、法の改正内容は、県の目指す方向と似たものになることが想定されます。また、条例で促進しようとする事業者の自主的な取り組みも、業界ごとに動きが出てきているようです。

つきましては、条例骨子（案）は、冒頭の説明にあった修正を含めて概ね妥当と思われると思いますが、「国の動向に配慮し対応すること」という意見を答申に付したいと思いますが、いかがでしょうか。賛成いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

安達部会長　ありがとうございました。

（２）その他

安達部会長　それでは、次の議事に入らせていただきます。

事務局から、「その他」として何かございますか。

渡邊室長　「その他」としてはございません。

安達部会長　せっかくの機会でございますので、委員の方から何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

特になければ、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

渡邊室長 厳しい日程で部会を開催していただきましたので、議事録の確認につきましては、前回の議事録をきょうこの後にお渡しいたしますので、確認の上、ご意見がある場合は事務局までお知らせいただければと思います。

それから本日の議事録ですが、これは後日お送りいたしますので、またご意見等を付して事務局までお返しいただければと思います。

以上でございます。

司会 どうもありがとうございました。

5 . 閉 会

司会 閉会にあたりまして、市原環境生活部長からご挨拶申し上げます。

市原環境生活部長 委員の皆様方には、ご審議大変ありがとうございました。

今、安達先生から、私どもがご審議をお願いいたしました骨子（案）について、内容的に概ね妥当という結論をちょうだいいたしました。また、あわせて国の動向等についてもよく配慮せよという付帯意見がつくようでございますので、答申をいただきましたならば、十分その辺配慮して、今後の内容の検討と、また対応については慎重に考えてまいりたいと思います。

また、2月議会を想定しております。その動向につきましては、方向性が固まりましたら各委員の先生方にはご報告させていただきたいと思います。

きょうはありがとうございました。

司会 以上をもちまして、平成 19 年度千葉県環境審議会大気環境部会（第3回）を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上

以 上 の と お り

審 議 会 の 議 事 に 相 違 ない の で

下 記 に 署 名 押 印 す る。

平成 2 0 年 1 月 2 5 日

千葉県環境審議会大気環境部会

議事録署名人 黒河 悟

議事録署名人 矢野 博夫